

投薬に関する事項について

薬事法により、投薬については、医師又は保護者が行うこととなっており、他人（幼稚園教諭・保育士等）が投与することは禁止されております。

しかし、幼稚園に登園している間の投与につきましては、不可能に近い現状があるため、便宜上、保護者の依頼により『投薬依頼書』を持って、教諭・保育士等の投与を行なうことをご了承下さい。

又、昼休み等、保護者の方の来園により、投与される場合には、差し支えありませんので、お申し出下さい。

園で薬を服用する場合の諸注意

1. 名前は必ず記入して下さい。
 - ・ 粉薬は1袋ずつに、水薬は容器に名前を記入して下さい。
 - ・ 記入のないものは、投与することは出来ません。
2. 必ずその日の1回分だけを持たせて下さい。
 - ・ 水薬は、1回分だけ別の容器に入れて下さい。
 - ・ 1日分以上の薬を預かることは出来ません。（特別な場合を除く）
3. 必ず『投薬依頼書』に必要事項を記入の上、薬と一緒に持たせて下さい。

※ 薬なので、人や量を間違えると大変なことになりますので、園側でも慎重に取り組みたいと思います。

※ 薬は、この用紙と薬とをテープで留めて下さい。

※ 投薬依頼書に、必要事項等記載のない場合には、投薬せず持ち帰りますのでご了承下さい。

きりとり

きりとり

投薬依頼書(1回分)

組氏名

月 日(1回分ごとに分けて下さい。)

服用理由	
服用時間	食前 食後 その他() ○で囲って下さい。
服用回数	回
飲み方	

上記のような投薬をお願いいたします。

保護者氏名 ㊟

投薬の記録	午前・午後 時 分頃に投薬いたしました。
	担任氏名 ㊟

投薬依頼書(1回分)

組氏名

月 日(1回分ごとに分けて下さい。)

服用理由	
服用時間	食前 食後 その他() ○で囲って下さい。
服用回数	回
飲み方	

上記のような投薬をお願いいたします。

保護者氏名 ㊟

投薬の記録	午前・午後 時 分頃に投薬いたしました。
	担任氏名 ㊟